

太陽光発電設備



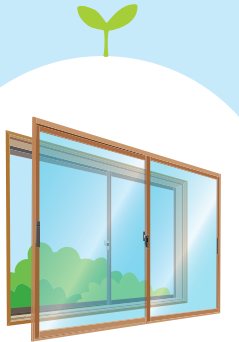
バイオマス発電設備



水力発電設備



機器の更新



事務所の省エネ改修

がましん

ESG

サポート資金

ご融資金額

ご融資期間

最高 10億円 最長 10年

たとえば、こんな用途に
お使いいただけます!



ご利用 いただける方	<p>【利子補給制度申請対象者】 当金庫の会員または会員資格を有する法人または個人事業主の方で、以下いずれかに該当する企業</p> <ul style="list-style-type: none"> ●前年度二酸化炭素排出量の算定をしている企業 ●温室効果ガス排出量算定・報告・公表制度の対象企業 ●「エコアクション21」認証・登録企業 	<p>【利子補給制度申請対象者以外】 当金庫の会員または会員資格を有する法人または個人事業主の方</p>
ご融資形態	証書貸付	
ご融資限度額	50万円以上10億円以内(関連会社を含みます)	
資金用途	<ul style="list-style-type: none"> ●省エネ・再エネ事業に関する設備資金(地球温暖化対策のための設備資金) <p><設備内容具体例></p> <ul style="list-style-type: none"> ・太陽光発電設備及び自家消費のための自営線及び蓄電池 ・バイオマス発電設備 ・水力発電設備 ・省エネ性能の高い機器への更新(製造設備、LED照明、空調設備等) ・事務所の省エネ改修(断熱性の高い断熱材、サッシ及び断熱ガラス材等) 	
ご融資期間	設備資金・・・10年以内	

ご融資利率	当金庫所定の利率(固定金利または変動金利) ※ただし、地域脱炭素融資促進利子補給対象事業をご利用の場合は固定期間を設定
ご返済方法	毎月元金均等分割返済(1年以内の元金据置も可能です)
担保	原則必要
保証人	<ul style="list-style-type: none"> ●経営者を保証人とする場合は、「経営者保証に関するガイドライン」に則った対応とします。 ●第三者保証については、原則必要ありません。
必要書類	<ol style="list-style-type: none"> 1. 直近2期分の決算書一式(税務署受付印又は電子申告での提出が確認できる書類) <p>※ただし、税務署受付印のない決算書の場合は最新の納税証明書「その1」「その3の3」</p> <ol style="list-style-type: none"> 2. 試算表(最新決算から6ヵ月以上経過の場合) 3. 許認可証写し(許認可等を要する事業を営む場合) 4. 資金用途を確認できる資料(見積書、請求書、仕様書等の設備投資の内容と金額がわかるもの) <p>その他の徴求書類は一般貸出等に準じます。</p>

*審査の結果によっては、ご希望にそえない場合もございますので、あらかじめご了承ください。

令和5年11月1日現在

くわしくは、当金庫の窓口まで
お問い合わせください。



ホームページはこちら

がましん

検索



承認番号05-403